

感染防止対策等の強化について（案）

令和4年1月18日
危機対策本部

【対象期間】令和4年1月20日（木）～同年2月28日（月）

【対象地域】県内全域

区 分	これまでの取組	感染防止対策等の強化 (追加で実施する対策等)
基本的な感染 防止対策等	■ 基本的な感染防止対策の徹底、新しい生活様式の実践・定着を要請 【特措法第24条第9項】	⇒ 基本的な感染防止対策の徹底について、改めて注意喚起 ⇒ 伝播力の強いオミクロン株の特性を踏まえ、屋外も含め「密」自体を避けることをお願い
外出・移動等	■ 感染防止対策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出を避けるよう要請 【特措法第24条第9項】 ■ まん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるよう要請 【特措法第24条第9項】 ※ ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査を適用した移動についても慎重に検討 ■ 感染症患者が多数発生している地域との往来については、感染状況を踏まえ慎重に判断するとともに、自治体が実施する措置に従って慎重な行動を要請 【特措法第24条第9項】	⇒ 普段の生活においても、人と人との接触機会を低減することを心掛けて行動するよう要請 【特措法第24条第9項】 ⇒ 特措法に基づく要請に加えて、下記の事項について協力をお願い ■ 不要不急の都道府県間の移動は、できるだけ控えること
事業活動	■ 事業者においては、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するよう要請 【特措法第24条第9項】 ■ 職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインを遵守すること等を要請 【特措法第24条第9項】	⇒ 特措法に基づく要請について、改めて注意喚起 ⇒ 都道府県間、その他広域の出張等についても、できるだけ抑制するよう協力をお願い ⇒ 関係機関・団体等との連携による事業所等に対する注意喚起や協力をお願い、従業員等への感染対策徹底などの依頼

区 分		これまでの取組	感染防止対策等の強化 (追加で実施する対策等)
学 校	県立学校	■ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」に基づく感染防止対策を徹底 ■ 部活動等の制限	⇒ 部活動等の制限の強化 ⇒ 学校行事等は慎重に検討 ⇒ 各教科等は、「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」を控える ⇒ 進路に係る県外移動は感染対策に万全を期して実施 【詳細は別途通知】
	市町村立・私立学校	■ 県立学校の対応について情報提供の上、協力依頼	⇒ 県立学校に準じた対応について協力依頼
	大学等		⇒ 感染事例を踏まえた注意喚起と職員・学生等に対する感染防止対策徹底等の協力をお願い
飲食店等		■ 店舗に関して、業種別ガイドラインを遵守すること等を要請【特措法第24条第9項】 ■ 第三者認証制度の普及促進 ■ 「大人数・長時間の飲酒は感染リスクが高まるので十分注意」	⇒ 感染防止対策が徹底している店舗の利用を推奨 ⇒ 「いつも一緒にいる人と、できるだけ少人数で、大声・長時間を避ける」 ⇒ 「飲食時以外はマスクを着用」
大規模集客施設等		■ 店舗に関して、業種別ガイドラインを遵守すること等を要請【特措法第24条第9項】	⇒ 特措法に基づく要請に加えて、下記の事項について協力をお願い ■ 入場者の整理・誘導等 ■ 入場者の人数管理・人数制限等
公的施設	県有施設	■ 業種別ガイドライン遵守の呼掛け	⇒ 不特定あるいは多数の県民等が利用する施設の原則休館・使用中止、新たな予約の受付停止など【別紙参照】 ※ 準備が整った施設から順次実施
	市町村等有施設	■ 業種別ガイドライン遵守の呼掛け	⇒ 県有施設に準じた対応等の協力依頼
イベント等	県主催イベント	■ 基本的感染防止対策の徹底 ■ 県が定める人数上限や収容率に沿った開催 ■ 感染状況を踏まえ中止・延期や開催方法の見直し等について適切に判断	⇒ 不特定あるいは多数の県民が集まるイベント等及び県外でのイベント等はオンラインによる開催を除き原則中止・延期【別紙参照】
	民間等主催イベント	■ 業種別ガイドライン遵守の要請【特措法第24条第9項】 ■ 県が定める人数上限や収容率に沿った開催の要請【特措法第24条第9項】	⇒ 特措法に基づく要請について、改めて注意喚起

区 分	これまでの取組	感染防止対策等の強化 (追加で実施する対策等)
各種 キャンペーン 等	■ 業種別ガイドラインを遵守すること等の要請 【特措法第24条第9項】 ■ 各種キャンペーン・観光等については「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン（観光庁）」に準拠	⇒「青森県おでかけキャンペーン」の新規予約受付停止（1/15～） ⇒「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンの新規予約受付停止（1/15～） ※ レベル3相当となった場合等にあつては既予約分の停止についても検討
医療提供体制 等	■ ワクチン接種率向上 ■ 保健・医療提供体制整備 ■ オミクロン株療養対応方針の変更 ■ P C R等無料検査体制の構築 ■ 受験生用無料検査キットの配布 ■ 感染不安を感じる無症状の住民の方はP C R等検査（感染拡大傾向時の一般検査）を受けるよう要請 【特措法第24条第9項】	⇒ 感染症予兆の早期発見 ■ 青森県新型コロナウイルス感染症無料検査事業（継続） ■ 受験生用無料検査キットの配布（継続） ⇒ ワクチン接種の円滑な実施 ■ 市町村と連携したワクチン接種の推進（継続） ⇒ 保健・医療提供体制の強化 ■ 宿泊療養者及び自宅療養者の健康観察体制の強化 ■ 保健所の体制強化

県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策

1 基本的な考え方

- 県内での不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント・行事等及び県外でのイベント・行事等は、既に日程等が決まっているものについても、オンラインによる開催を除き、原則として中止・延期する。

2 実施期間

- 令和4年1月20日から同年2月28日までの間とする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参 考)

- やむを得ず開催する場合は、万全の感染防止対策が確保できるよう規模や開催方法を見直す。
(人数限定で参加者を特定した上での開催など)
- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンスの考え方に基づき、以下の項目などとり得る限りの感染防止対策を徹底する。
 - ・ 人数限定で参加者を特定すること
 - ・ 参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
 - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
 - ・ 会場の換気を十分行うこと
 - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
 - ・ 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 上記のほか、「イベント開催制限の考え方について」を参考とし必要な取組を実施すること

県有施設等の取扱い

1 基本的な考え方

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館とする。また、一般県民への貸し出しスペース等は使用中止とする。
- 令和4年2月28日までの新たな予約受付は、実施期間にかかわらず、速やかに中止する。
- なお、相談業務等で使用している部分や特定の団体等が執務室等として常時使用している部分などについては、使用を止める必要はないが、基本的な感染防止対策に加え、利用者等を特定できるようにする。

2 実施期間

- 周知期間を含め、各施設の準備が整い次第実施し、令和4年2月28日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参 考)

- 既予約分は、利用者側において中止・延期等の見直しが困難な場合には、県（施設管理者）及び利用者において万全の感染防止対策を講じた上で実施するものとする。